

神奈川県と横浜国立大学との包括連携協定の締結について

— 神奈川の課題に対応していくため、包括連携協定を締結します —

神奈川県と国立大学法人横浜国立大学は、人生 100 歳時代が到来するなど、複雑、多様化している神奈川の課題に適切に対応し、より幅広い分野での連携を図って地域社会の発展に寄与するため、本日包括連携協定を締結します。

協定において連携して取り組むとしている事項

- 1 人材の育成に関すること。
- 2 教育・研究・文化の振興に関すること。
- 3 産業の振興に関すること。
- 4 まちづくり及び地域社会の活性化に関すること。
- 5 国際化の推進に関すること。
- 6 健康の増進・未病を改善する取組及びスポーツの推進に関すること。
- 7 その他協定の目的を達成するために必要なこと。

添付資料

- ・ 資料 1 神奈川県と国立大学法人横浜国立大学との連携と協力に関する協定書
- ・ 資料 2 連携して取り組む主な事業分野

問合せ先

神奈川県政策局政策部総合政策課
課長 杉山 電話 045-210-3050
大学連携グループ 村上 電話 045-210-3081

国立大学法人横浜国立大学研究推進部産学連携課
課長 池田 電話 045-339-3073

神奈川県と国立大学法人横浜国立大学との連携と協力に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と国立大学法人横浜国立大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 人材の育成に関すること。
- (2) 教育・研究・文化の振興に関すること。
- (3) 産業の振興に関すること。
- (4) まちづくり及び地域社会の活性化に関すること。
- (5) 国際化の推進に関すること。
- (6) 健康の増進・未病を改善する取組及びスポーツの推進に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

（連携推進会議）

第3条 前条の連携協力事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、個別の連携協力事業に係る事項その他必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月20日

甲 横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事

乙 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1
国立大学法人横浜国立大学長

連携して取り組む主な事業分野

神奈川県と国立大学法人横浜国立大学との「連携と協力の協定」が実効あるものとなるよう、人生 100 歳時代が到来するなど、複雑、多様化している神奈川の課題に対して具体的なテーマを設定し、連携協力していきます。また今後、幅広い課題に対し、両者の機能を活かしながら具体的取組を進めていきます。

1. 神奈川県のみらいづくりを担う人材の育成

学部学生を対象とした全学共通の教養教育科目「神奈川のみらい」の開講など、明日の神奈川県を担う人材育成を目的とした、学部学生及び大学院学生を対象とした神奈川県職員等による授業の開講

2. 県内経済・産業のエンジンづくり

大学生を対象とした「起業家型人材育成プログラム」の実施など、大学の持つシーズ（専門プログラムや高度専門人材）を活かした県内産業の活性化

3. 外国人にとって魅力ある環境づくり

外国人留学生の視点を生かした観光振興など、学生数の約10%を外国人留学生が占めているという大学の長を生かした、外国人にとって魅力ある環境づくり

4. 大学の教育・研究機能との連携による「人生100歳時代の設計図」の取組

若者が人生100歳時代を自らの課題として捉え、考える機会を、大学の既存授業等を通じて設けるとともに、大学の持つ教育・研究の機能を活かし、アカデミックな側面からの政策立案への連携を検討